

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年5月14日提出
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 菅野 暁
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】	酒井 隆
【電話番号】	03-6774-5100
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券に係るファ ンドの名称】	日本実力株ファンド
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券の金額】	3兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年3月22日付をもって提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)について、繰上償還(信託終了)に伴う所要の変更等を行うため、また関係情報を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

_____の部分は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

（7）【申込期間】

<訂正前>

2021年3月23日から2021年9月21日までです。（注）

申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（注）繰上償還（信託終了）が決定した場合には、購入の申込期間は2021年5月14日までとなります。繰上償還（信託終了）については(12)その他をご参照ください。

<訂正後>

2021年3月23日から2021年5月14日までです。

（12）【その他】

<訂正前>

（略）

<繰上償還（信託終了）の予定について>

当ファンドは、信託契約を解約し、繰上償還（信託終了）するための手続きを行います。

1．繰上償還（信託終了）を行う理由

当ファンドは2000年6月30日に設定し、主としてわが国の株式に実質的に投資し、投資信託財産の長期的な成長を目指して積極的に運用を行ってまいりました。しかしながら、2020年11月末時点の受益権口数が約5.3億口と信託約款に定める繰上償還（信託終了）の目安となる口数（30億口）を下回っているため、信託約款の規定に基づき繰上償還（信託終了）する予定です。

2．繰上償還（信託終了）までの主な日程

異議申立期間	2021年3月23日から2021年5月6日まで
繰上償還（信託終了）予定日	2021年6月21日

3．異議申立てについて

・公告日（2021年3月23日）現在の当ファンドの受益者（2021年3月22日までに取得のお申込みをなされた方）で、繰上償還（信託終了）にご異議のある受益者の方は、異議申立期間中に、アセットマネジメントOne株式会社に対して書面をもって異議を申し立てることができます。

（注）2021年3月23日以降のお申込みにより取得された受益権については、当該繰上償還（信託終了）に関する異議を申し立てる権利はございません。

・当ファンドの繰上償還（信託終了）に対し、ご異議を申し立てられた受益者の方の受益権口数が、2021年3月23日現在の当該信託契約にかかる受益権総口数の2分の1を超えない場合は、2021年6月21日をもって繰上償還を行います。なお、当該受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えた場合には、繰上償還を行いません。

繰上償還（信託終了）にかかる異議申立ての結果は、2021年5月7日以降、委託会社のホームページ（<http://www.am-one.co.jp/>）でご覧いただくか、委託会社または販売会社へお問い合わせいただければご確認いただけます。

<訂正後>
(略)

<繰上償還（信託終了）について>

当ファンドにつきましては、2021年3月23日付公告（電子公告）および同日付の書面にて受益者の皆さまへ繰上償還に関するお知らせを行い、2021年5月6日まで受益者の皆さまから異議申立を受け付けました。

この結果、異議申立期間中に異議申立のあった受益者の皆さまの受益権口数の合計が、基準日である2021年3月23日時点での受益権総口数の2分の1を超えませんでしたので、2021年6月21日に繰上償還（信託終了）を実施させていただきます。

第二部【ファンド情報】

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<訂正前>

当ファンドの信託期間は原則として無期限です。(注)

(注)繰上償還（信託終了）が決定した場合には、信託期間は2021年6月21日までとなります。

<訂正後>

当ファンドの信託期間は、2021年6月21日までです。

第三部【委託会社等の情報】

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

< 訂正前 >

(略)

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の通りです。

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
株式会社ジャパンネット銀行	37,250	日本において銀行業務を営んでおります。
藍澤証券株式会社	8,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
八十二証券株式会社	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
今村証券株式会社	857	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
株式会社SBI証券	48,323	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
岡地証券株式会社	1,500	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
寿証券株式会社	305	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
みずほ証券株式会社	125,167	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
立花証券株式会社	6,695	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
大山日ノ丸証券株式会社	215	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
むさし証券株式会社	5,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
楽天証券株式会社	7,495	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
フィリップ証券株式会社	950	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
ばんせい証券株式会社	1,558	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
FFG証券株式会社()	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
岡三にいがた証券株式会社	852	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
三田証券株式会社	500	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

明和証券株式会社()	511	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
-------------	-----	----------------------------------

(注) 資本金の額は2020年3月末日現在

() 新規の取得のお申込みのお取扱いを行っておりません。

<訂正後>

(略)

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の通りです。

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
P a y P a y 銀行株式会社	37,250	日本において銀行業務を営んでおります。
藍澤証券株式会社	8,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
八十二証券株式会社	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
今村証券株式会社	857	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
株式会社S B I証券	48,323	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
岡地証券株式会社	1,500	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
寿証券株式会社	305	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
みずほ証券株式会社	125,167	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
立花証券株式会社	6,695	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
大山日ノ丸証券株式会社	215	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
むさし証券株式会社	5,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
楽天証券株式会社	7,495	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
フィリップ証券株式会社	950	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
ばんせい証券株式会社	1,558	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
F F G証券株式会社()	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

岡三にいがた証券株式会社	852	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
三田証券株式会社	500	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
明和証券株式会社()	511	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

(注) 資本金の額は2020年3月末日現在

() 新規の取得のお申込みのお取扱いを行っておりません。